

3 税の優遇措置で、立地を後押しします!!

国税（法人税）

詳細は、お問合せください！
(税務署) ※過疎法の優遇措置は対象外

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置														
半島振興法	①製造業・旅館業 <table border="1"> <tr> <th>資本金額</th> <th>新增設の設備等</th> </tr> <tr> <td>～1,000万円</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>1,000万円～5,000万円</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円～</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>	資本金額	新增設の設備等	～1,000万円	500万円以上	1,000万円～5,000万円	1,000万円以上	5,000万円～	2,000万円以上	<table border="1"> <tr> <th>対象資産</th> <th>割増償却(5年間)</th> </tr> <tr> <td>機械等</td> <td>普通償却限度額×32%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>普通償却限度額×48%</td> </tr> </table>	対象資産	割増償却(5年間)	機械等	普通償却限度額×32%	建物等	普通償却限度額×48%
	資本金額	新增設の設備等														
～1,000万円	500万円以上															
1,000万円～5,000万円	1,000万円以上															
5,000万円～	2,000万円以上															
対象資産	割増償却(5年間)															
機械等	普通償却限度額×32%															
建物等	普通償却限度額×48%															
地域未来投資促進法	②観光関連農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上 製造業・情報通信関連・観光関連産業など 2,000万円以上	<p>●選択適用(初年度のみ)</p> <table border="1"> <tr> <th>対象資産</th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> <tr> <td>機械等</td> <td>取得価額×40%</td> <td>取得価額×4%</td> </tr> <tr> <td>上乗せ要件を満たす場合</td> <td>取得価額×50%</td> <td>取得価額×5%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>取得価額×20%</td> <td>取得価額×2%</td> </tr> </table>	対象資産	特別償却	税額控除	機械等	取得価額×40%	取得価額×4%	上乗せ要件を満たす場合	取得価額×50%	取得価額×5%	建物等	取得価額×20%	取得価額×2%		
対象資産	特別償却	税額控除														
機械等	取得価額×40%	取得価額×4%														
上乗せ要件を満たす場合	取得価額×50%	取得価額×5%														
建物等	取得価額×20%	取得価額×2%														

県税（不動産取得税・事業税）

詳細は、お問合せください！
(県大隅地域振興局)

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置																
過疎法	①製造業・旅館業※ <table border="1"> <tr> <th>資本金額</th> <th>取得価額</th> </tr> <tr> <td>～5,000万円</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円～1億円</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円～</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>	資本金額	取得価額	～5,000万円	500万円以上	5,000万円～1億円	1,000万円以上	1億円～	2,000万円以上	●課税免除 (3年間)								
	資本金額	取得価額																
～5,000万円	500万円以上																	
5,000万円～1億円	1,000万円以上																	
1億円～	2,000万円以上																	
②農林水産物等販売業・情報サービス業等※ 500万円以上 <small>※資本金5,000万円以上は、「新增設のみ」対象</small>																		
半島振興法	①製造業・旅館業 <table border="1"> <tr> <th>資本金額</th> <th>取得価額</th> </tr> <tr> <td>～1,000万円</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>1,000万円～5,000万円</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円～</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>	資本金額	取得価額	～1,000万円	500万円以上	1,000万円～5,000万円	1,000万円以上	5,000万円～	2,000万円以上	<p>●不均一課税 (3年間)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>初年度</td> <td>0.14% (1/10)</td> </tr> <tr> <td>第2年度</td> <td>0.35% (1/4)</td> </tr> <tr> <td>第3年度</td> <td>0.70% (1/2)</td> </tr> </table>	年度	税率	初年度	0.14% (1/10)	第2年度	0.35% (1/4)	第3年度	0.70% (1/2)
	資本金額	取得価額																
～1,000万円	500万円以上																	
1,000万円～5,000万円	1,000万円以上																	
5,000万円～	2,000万円以上																	
年度	税率																	
初年度	0.14% (1/10)																	
第2年度	0.35% (1/4)																	
第3年度	0.70% (1/2)																	
地域未来投資促進法	②農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上 製造業・情報通信関連・観光関連産業など ①地域経済牽引事業計画の県による承認、国の確認 ②地域経済牽引事業に供する家屋・構築物 + 家屋・構築物の敷地である土地 合計額が1億円以上 <small>※農林漁業関連業種は、5,000万円以上</small>	●課税免除 (3年間) ※不動産取得税のみが対象 ※家屋は、事務所等の部分は除く。																

市税（固定資産税）

工事中工前に申請が必要です。
詳細は、お問合せください！

法令名	対象業種・摘要要件・設備等取得価額	優遇措置																
過疎法	①製造業・旅館業※ <table border="1"> <tr> <th>資本金額</th> <th>取得価額</th> </tr> <tr> <td>～5,000万円</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円～1億円</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>1億円～</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>	資本金額	取得価額	～5,000万円	500万円以上	5,000万円～1億円	1,000万円以上	1億円～	2,000万円以上	●課税免除 (3年間)								
	資本金額	取得価額																
～5,000万円	500万円以上																	
5,000万円～1億円	1,000万円以上																	
1億円～	2,000万円以上																	
②農林水産物等販売業・情報サービス業等※ 500万円以上 <small>※資本金5,000万円以上は、「新增設のみ」対象</small>																		
半島振興法	①製造業・旅館業 <table border="1"> <tr> <th>資本金額</th> <th>取得価額</th> </tr> <tr> <td>～1,000万円</td> <td>500万円以上</td> </tr> <tr> <td>1,000万円～5,000万円</td> <td>1,000万円以上</td> </tr> <tr> <td>5,000万円～</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table>	資本金額	取得価額	～1,000万円	500万円以上	1,000万円～5,000万円	1,000万円以上	5,000万円～	2,000万円以上	<p>●不均一課税 (3年間)</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>初年度</td> <td>0.14% (1/10)</td> </tr> <tr> <td>第2年度</td> <td>0.35% (1/4)</td> </tr> <tr> <td>第3年度</td> <td>0.70% (1/2)</td> </tr> </table>	年度	税率	初年度	0.14% (1/10)	第2年度	0.35% (1/4)	第3年度	0.70% (1/2)
	資本金額	取得価額																
～1,000万円	500万円以上																	
1,000万円～5,000万円	1,000万円以上																	
5,000万円～	2,000万円以上																	
年度	税率																	
初年度	0.14% (1/10)																	
第2年度	0.35% (1/4)																	
第3年度	0.70% (1/2)																	
地域未来投資促進法	②農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上 製造業・情報通信関連・観光関連産業など ①地域経済牽引事業計画の県による承認、国の確認 ②地域経済牽引事業に供する家屋・構築物 + 家屋・構築物の敷地である土地 合計額が1億円以上 <small>※農林漁業関連業種は、5,000万円以上</small>	●課税免除 (3年間) ※家屋は、事務所等の部分は除く。																

御社の立地をお待ちしております!



最新情報は
コチラ↓



— お問合せ先 — 志布志市役所 港湾商工課 企業立地推進係
〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号 TEL 099-472-1111
HP <http://www.city.shibushi.lg.jp> E-mail kigyouritti@city.shibushi.lg.jp